

昭和二十二年法律第二十六号

学校教育法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十五条）
- 第二章 義務教育（第十六条—第二十一条）
- 第三章 幼稚園（第二十二条—第二十八条）
- 第四章 小学校（第二十九条—第四十四条）
- 第五章 中学校（第四十五条—第四十九条）
- 第五章の二 義務教育学校（第四十九条の二—第四十九条の八）
- 第六章 高等学校（第五十条—第六十二条）
- 第七章 中等教育学校（第六十三条—第七十一条）
- 第八章 特別支援教育（第七十二条—第八十二条）
- 第九章 大学（第八十三条—第一百四十四条）
- 第十章 高等専門学校（第一百五十三条—第一百二十条）
- 第十一章 専修学校（第一百二十四条—第一百三十九条）
- 第十二章 雜則（第一百三十四条—第一百四十二条）
- 第十三章 罰則（第一百四十三条—第一百四十六条）

の他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならぬ。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定期制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）は、学校の学部、大学院及び大学院の研究科並びに大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と

共同して設立する公立大学法人を含む。次

条、第十三章第二項、第十四条、第百三十条

第一項及び第百三十二条において同じ。）の

設置する高等学校、中等教育学校及び特別支

援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育

学校、高等学校、中等教育学校及び特別支

援学校 都道府県知事

前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げ

る学校を設置する者は、次に掲げる事項を行

ときは、同項の認可を受けることを要しない。

この場合において、当該学校を設置する者は、

文部科学大臣の定めるところにより、あらかじ

め、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第

百八条第二項の大学の学科の設置であつて、

当該大学が授与する学位の種類及び分野の変

更を伴わないもの

事項

文部科学大臣は、前項の届出があつた場合に

おいて、その届出に係る事項が、設備、授業そ

の他の事項に関する法令の規定に適合しないと

認めるとときは、その届出をした者に対し、必要

な措置をとるべきことを命ずることができる。

二 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種

類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制そ

の他に定める事項を定め、その届出をした者に

対し、又はこれに加入した者

は、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け

出なければならない。

第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に

関する基準は、文部科学大臣が、これを定め

る。

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設

置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、

都道府県の教育委員会に届け出なければならない

い。

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管

理し、法令に特別の定のある場合を除いては、

その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収すること

ができる。ただし、国立又は公立の小学校及び

中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課

程又は特別支援学校の小学部及び中学部におけ

る義務教育については、これを徴収することが

できない。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置か

なければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二

十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を

除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定

めるもののほか、文部科学大臣がこれを定め

るもの。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校

長又は教員となることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第

三号に該当することにより免許状がその効力

を失い、当該失効の日から三年を経過しな

い者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国

憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊

するなどを主張する政党その他の団体を結成

し、又はこれに加入した者

は、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け

出なければならない。

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第十二条 学校においては、別に法律で定める

ところにより、児童、生徒及び学生並びに

職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を

行い、その他その保健に必要な措置を講じなけ

ればならない。

第十三条 学校（大学を除く。）の設置者は

、学校設置者等及び民間教育保育等事業者によ

る児童対象性暴力等の防止等のための措置に関

する法律（令和六年法律第

号）で定める

ところにより、児童対象性暴力等（同法第二条

第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以

下この条において同じ。）を防止し、並びに児

童対象性暴力等が行われた場合に児童、児童、

生徒及び学生を適切に保護するために必要な措

置を講じなければならない。

第十四条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の

各号のいずれかに該当する場合においては、そ

れぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖

を命ずることができる。

第十五条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第十六条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第十七条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第十八条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第十九条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第二十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第二十一条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第二十二条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第二十三条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第二十四条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第二十五条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第二十六条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第二十七条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び

高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。

私立学校は、校長及び教員は、教育上必要があると

認めるとときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えること

ができる。ただし、体罰を加えることはできな

い。

第二十八条 私立学校は、校長を定め、大学及び高

等専門学校にあつては文部

について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第二章 義務教育

第十六条 保護者（子に対して親権を行ふ者（親権を行ふ者のないときは、未成年後見人））をいふ。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七条 保護者 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年終りまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年終りまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終りまでとする。

保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終りまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」とい

う。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対する市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができるのである。

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する市町村は、必要な援助を与えるければならない。

第二十条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他のことについて基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三章 幼稚園

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培つものとして、児童を保育し、児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度を図ること。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

六 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行ふほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めた当つては、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四十五条第二項の規定により児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準

（同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならない。

文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第二十六条 幼稚園に入園することができる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの児童とする。

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

第一項の規定にかかわらず、副園長を置くべきその他特別の事情のあるときは、教頭を置かなければならない。

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

教頭は、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。

指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

教諭は、幼児の保育をつかさどる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかるわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項の規定にかかるわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理

第四十八条 中学校の教育課程に関する事項は、

第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十一条までの規定は、中学校に準用する。

合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは、「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは、「第四十六条」と読み替えるものとする。

第五章の二

義務教育学校

第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

第四十九条の三 義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。

第四十九条の五 義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第四十九条の六 義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

義務教育学校の後期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すこととを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の七 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第四十九条の八 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項に規定する認可（政令で定める事項に係るも

中「前項」とあるのは、「第四十九条の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは、「第四十九条の三」と読み替えるものとする。

第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一

義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形

成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を得ること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

更に展開拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形

成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知

識、技術及び技能を得ること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会につい

て、広く深い理解と健全な批判力を養い、社

会の発展に寄与する態度を養うこと。

更に展開拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形

成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を

決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知

識、技術及び技能を得ること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会につい

て、広く深い理解と健全な批判力を養い、社

会の発展に寄与する態度を養うこと。

更に展開拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形

成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を

決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知

識、技術及び技能を得ること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会につい

て、広く深い理解と健全な批判力を養い、社

会の発展に寄与する態度を養うこと。

更に展開拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形

成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を

決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知

識、技術及び技能を得ること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会につい

て、広く深い理解と健全な批判力を養い、社

会の発展に寄与する態度を養うこと。

更に展開拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形

成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を

決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知

識、技術及び技能を得ること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会につい

て、広く深い理解と健全な批判力を養い、社

会の発展に寄与する態度を養うこと。

のに限る。」を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共に設立する公立大学法人を含む。）又は指定都市（指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会（公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人）がこの項前段の政令で定める事項を行なうときも、同様とする。

通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における學習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

実習助手は、実習又は実習について、教諭の職務を助ける。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかるわざ、教頭を置かないことができる。

副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他の必要な職員を置くことができる。

通信制の課程に従事する。

事務職員を置かなければならない。

高等学校には、前項に規定するもののほか、

副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第一項の規定にかかるわざ、副校長を置くと

ときは、教頭を置かないことができる。

の定める基準を満たすものに限る。」を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣が、これを定める。

高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

高等学校には、前項に規定するもののほか、

副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

高等学校には、前項に規定する者のほか、

副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第一項の規定にかかるわざ、副校長を置くと

ときは、教頭を置かないなければならない。

副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他

一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識・技術及び技能を習得させること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第六十五条 中等教育学校の修業年限は、六年とする。

第六十六条 中等教育学校の課程は、これを前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第六十七条 中等教育学校の前期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育及び専門教育ことを実現するため、第二十二条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

中等教育学校の後期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第二十二条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第六十三条、第六十四条及び前条の規定並びに第七十条第一項において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第六十八条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならぬ。

中等教育学校には、前項に規定するもののかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかるわらず、教諭を、養護教諭を置くことができない。

第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならぬ。

中等教育学校には、前項に規定するもののかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第七十条 第三十一条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第五十九条並びに第六十二条から第四十四条まで、第五十八条、第五十九条の二及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十九条の二及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

第七十一条 前項において準用する第五十三条又は第五十四条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第六十五条の規定にかかるわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第六十六条中「後期三年以上の後期課程」とするのは、「後期三年以上の後期課程」とする。

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に對して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところによる教育のうち當該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うことに対する教育のうち當該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者は、知的障害者、肢体不自由者は病弱者は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必

要のある場合においては、そのいざれかのみを置くことができる。

特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかるわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができるのである。

第七十七条 特別支援学校的幼稚部の教育課程そくは、他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する児童、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする児童、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする。

第八十二条 大学には、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を開拓させることを目的とする。

大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を開拓させることを目的とする。

大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十四条 大学は、通信による教育を行うことを目的とするものは、専門職大学とされる準用する。

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする課程を置くことができない。

第八十六条 大学には、夜間に授業を行う学部又は通信による教育を行なう学部を置くことができる。

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間に授業を行なう学部について

は、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第八十七条の二 専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年の後期課程（前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部においては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年以上の後期課程）に区分することができる。

専門職大学の前期課程における教育は、第八十三条の二第一項に規定する目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するため行われるものとする。

専門職大学の後期課程における教育は、前期二年における教育の基礎の上に、第八十三条の二第一項に規定する目的を実現するために行われるものとする。

第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとする。

第八十八条 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大學が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第百八条第四項に規定する目的をその目的とする大学（第百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）を除く。以下同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教

育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあっては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したも（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができること。

卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができること。

大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等の学力があると認められた者とする。

前項の規定にかかるわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認められるものを、当該大学に入学させることができる。

第九十条 大学に入学することのできる者は、高専教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第九十一条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対し、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならぬ。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督を置かないことができる。

大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督を置かないことができる。

副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第九十三条 大学に、教授会を置く。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決議を行ふに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聽くこと

ができる。教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第九十五条 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第九十六条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

第九十七条 大学院には、大学院を置くことができる。

第九十八条 公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行なう者の他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

第一百条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合には、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第一百一条 大学院を置く大学には、夜間ににおいて授業を行う研究科又は通信による教育を行なう研究科を置くことができる。

第八十三条の大学を卒業した者は又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究

前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他の文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならぬ。

文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第一百十一条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないと認めるとときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときの他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないとときは、その認証を取り消すことができる。

文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第一百十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合に、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

一 認証評価機関の認証をするとき。

二 第百十条第三項の細目を定めるとき。

三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第一百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第一百十四条 第三十七条第十四項及び第六十条第六項の規定は、大学に準用する。

第十五章 高等専門学校

高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目

的とする。

第一百六条 高等専門学校には、学科を置く。

第一百七条 前項の学科に關し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第一百八条 高等専門学校の修業年限は、五年とする。ただし、商船に關する学科については、五年六月とする。

第一百九条 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に對して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第一百二十条 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならぬ。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

学生と称することができる。

第一百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第一百二十三条 第三十七条第十四項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条（設置基準）

係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第一百五十五条から第一百七条まで、第一百九条（第三項）を除く。及び第一百十条から第一百十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。

第十一章 専修学校

高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の發展に寄与するものとする。

第一百二十四条 第一条に掲げるものの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数又は単位数が文部科学大臣の定める授業時数又は単位数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第一百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に對して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に對して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

専修学校の一般課程においては、高等課程又は専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第一百二十六条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

第一百二十七条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ設置することができない。

一 専修学校を經營するために必要な経済的基礎を有すること。

二 設置者（設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を經營するため必要な知識又は経験を有すること。

三 設置者が社会的信望を有すること。

第一百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手並びに専門課程の学生をいう。次号及び第三号において「教員」の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

一 目的、生徒等の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

二 目的、生徒等の数又は課程の種類に応じて置かなければならない設備

三 有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

第一百二十九条 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならぬ。

専修学校的校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に從事した者でなければならない。

専修学校的教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に關し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

第一百三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校的設置廢止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廢止を含む。）設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校的設置（高等課程、専門課程又は一般

課程の設置を含む。)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第二百二十四条、第二百二十五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第一百三十一条 国又は都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む)が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第一百三十二条の二 専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができる。

第一百三十二条の二 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

専修学校を置く専修学校は、前項に規定する専修学校について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

第一百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第十五条及び第四十四条の規定は専修学校、第十二条の二の規定は専修学校(高等課程を置くものに限る)、第四十二条の規定は専修学校(専門課程を置くものを除く)に、第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第十五条及び第四十四条の規定は専修学校(専門課程を置くものに限る)に準用する。この場合において、第十条中「大學及び高等専門学校」にあつては文部科学大臣は「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」であるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十条中「大學及び高等専門学校」は「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該

に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共に設立する公立大学法人を含む)」の設置する専修学校又は私立の専修学校とあるのは「市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共に設立する公立大学法人を含む)」の設置する専修学校又は私立の専修学校に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村が単独で又は他の市町村と共に設立する公立大学法人を含む)」の設置する専修学校又は私立の専修学校に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

前項のほか、各種学校に関する必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第一百三十五条 専修学校、各種学校その他第一条に掲げるものの以外の教育施設は、同条に掲げるものとす。

都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、前項において準用する第十三条第一項の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

第一百三十六条 都道府県の教育委員会(個人の經營に係るものにあつては、都道府県知事)は、高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

第一百三十七条 第二章 雜則

都道府県の教育委員会(個人の經營に係るものにあつては、都道府県知事)は、高等課程を置く専修学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校の及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行ふもの(当該教育を行ふもの)は、各種学校とす。

都道府県の教育委員会(個人の經營に係るものにあつては、都道府県知事)は、前項に規定する関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つているとき、又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られない場合において引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

都道府県の教育委員会(個人の經營に係るものにあつては、都道府県知事)は、前項に規定する関係者が、同項の規定による勧告に従わぬ場合において引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

第一百三十八条 第二章 第一節 第二項の政令で定める事項のうち同条第一項又は第二項の義務の履行に利用されることができる。

第一百三十九条 文部科学大臣がする大学又は高等学校の設置の認可に関する処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第一百四十条 この法律における市には、東京都の区を含むものとする。

第一百四十一条 この法律(第八十五条及び第一百条を除く)及び他の法令(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)及び当該法令に特別の定めのあるものを除く)において、大学の学部には第八十五条ただし書に規定する組織を含み、大学の大学院の研究科には第百条ただし書に規定する組織を含むものとする。

第一百四十二条 この法律に規定するもののほか、この法律施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては文部科学大臣が、これを定める。

第一百四十三条 第二項の罰則

第一百四十四条 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

第一百四十五条 第二十条の規定に違反した者は、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

第一百四十六条 第百三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

関する処分に該当するもので政令で定めるものについては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は適用しない。

第一百四十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用

する部分の施行期日は、政令で、これを定める。

第一百四十八条 第十七条第三項の政令で定める事項のうち同条第一項又は第二項の義務の履行に利用されることができる。

第一百四十九条 文部科学大臣がする大学又は高等

学校及び養護学校における就学義務並びに第七十四条に規定するこれらの学校の設置義務に関する部分の施行期日は、政令で、これを定め

入学資格及び大学の編入学資格については、な
お従前の例による。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律による改正後の規定の施行の状
況について検討を加え、必要があると認めるとき
は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる
ものとする。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六九
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。